

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」に掲げた取組

基本目標 1 対象者の把握から地域の自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供

ア 相談体制の整備等による対象者の早期の把握

No.	事項	内容
1	女性相談支援センターにおける相談体制の充実	女性相談支援センターにおいて、電話や来所等に加えて、SNSを活用した相談を実施し、個々の状況に応じて相談しやすい方法を選択できる体制を整備します。また、電話相談の記録や統計のシステム化、夜間・休日の電話相談体制の拡充等により電話相談の充実を図っていきます。
2	困難を抱えた若年女性の早急な把握	民間団体と協働し、繁華街での巡回・声掛けやSNSを活用した相談等により、様々な困難を抱えた若年女性を早急に把握します。
3	相談窓口の周知	女性相談支援センター、東京ウィメンズプラザや各区市町村における困難な問題を抱える女性のための相談窓口をホームページ等で広く周知します。

イ 気軽に立ち寄れる居場所の整備

No.	事項	内容
4	居場所の整備	支援が必要な女性が気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は宿泊もできるような居場所の確保に取り組んでいきます。 若年女性に対して、民間団体と協働し、安全・安心な一時的な居場所で食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を行います。

ウ 多様な一時保護先の確保

No.	事項	内容
5	女性相談支援センターの一時保護所の居住環境の改善等	女性相談支援センターの一時保護所について、個室化を含め、居住環境の改善に取り組んでいきます。また、一時保護中の通信機器の使用可否を判断するアセスメントシートを活用し、配偶者等からの追及・追跡のおそれがない方等については、本人の通信機器を使用できるようにするとともに、本人の通信機器を使用することが困難な方については、代替手段としてタブレット等を貸し出します。
6	多様な一時保護先の確保	配偶者等からの追及・追跡のおそれのある方やない方、通勤や通学を希望する方、中学生以上の男子を同伴する方、妊婦等、それぞれの状況に応じた多様な一時保護先の確保に取り組んでいきます。
7	性自認が女性のトランスジェンダーの方の可能な支援の検討	性自認が女性のトランスジェンダーの方については、人権の尊重に努め、その状況や相談内容などを踏まえ、可能な支援を検討し対応していきます。
8	精神科医療機関との連携	精神的な課題を抱える方については、精神科の医療機関と連携して、一時保護を円滑に行うことができる体制を整備していきます。

9	支援調整会議を活用した関係機関の連携の強化	一時保護から次の退所先へと円滑につなげ、保護期間が長期になることがないよう、本人の意向を適切に把握したうえで、早期の退所に向け、支援調整会議を活用し関係機関の連携を強化していきます。
10	配偶者暴力被害者等の支援	配偶者暴力被害者等を支援する民間シェルター等が行う先進的な取組を助成するなど、民間団体と連携して被害者等の支援の充実を図ります。
11	来日外国人女性の緊急保護事業の実施	緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護を実施する民間団体等を支援します。
12	外国籍の方の支援	女性相談支援センターは、日本語による意思疎通が困難な外国籍の方の支援に当たっては、通訳の派遣やタブレット端末を活用したテレビ電話通訳等を利用して、本人の意思を適切に把握します。

エ 専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の健康回復及び法的課題の解決

No.	事項	内容
13	一時保護した方等に対する被害からの回復支援	女性相談支援センターでは、医師、看護師や心理職員等が中心となり、主に一時保護した方に対して、医学的又は心理学的な視点からの面接等を行い、被害からの回復に向けた支援を実施します。
14	女性自立支援施設における被害からの回復支援	女性自立支援施設の入所者は、心身の健康の回復のため、長期間の支援が必要な方もいるため、施設では、生活支援の専門職・支援員等多職種と精神科医師、看護師、心理職員等の専門職が連携し被害からの回復支援を実施します。
15	ワンストップ支援事業の実施	性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害者を対象に、心身の負担軽減や早期回復、被害の潜在化の防止等を図るため、24時間365日被害者からの相談を受け付け、医療機関、警察、法律相談、精神的ケア、区市町村等にワンストップでつなぐ支援事業を実施します。
16	関係機関が連携した被害者の回復支援	性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害者の回復に向けては、女性相談支援センターや女性相談支援員が性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターと円滑に連携して支援します。
17	都立病院における配偶者暴力被害者等に対する支援	都立病院の医療スタッフが、地域の関係機関等と連携し、配偶者暴力のある家庭で育った児童とその母親に対して、心の傷の回復等を支援します。
18	夜間こころの電話相談の実施	夜間に起こるこころ（精神）の状態悪化（孤独感、不安感、憂うつ、抑うつ等）に関する電話相談に対応できる体制（都内全域）を確保し、相談者のストレス（不安感等の症状）の解消や医療への受診を働きかけることによって、病状悪化や自殺の予防を図ります。
19	精神科医療機関との連携	一時保護した方や女性自立支援施設に入所した方が、安心して心身の健康の回復を図れるよう精神科の医療機関と連携して支援していきます。
20	法的な相談への対応	女性相談支援センターに協力弁護士を配置し、配偶者暴力被害者、人身取引被害者等からの法的な相談に対応します。また、協力弁護士は、女性相談支援センター職員に対する法的な助言も行います。

21	女性相談支援員等に対する研修の充実	女性相談支援員が、対象者に法的に解決すべき課題があるかを見極め、課題がある場合は、適切に法テラスや弁護士につなげられるよう、アセスメント力や法的知識の向上に向けた研修を充実させていきます。
----	-------------------	--

オ 自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援の提供

No.	事項	内容
22	女性相談支援員による支援	女性相談支援センターは、女性相談支援員等が基本方針に基づく自立の考え方を踏まえ、様々なサービスを活用した支援ができるよう、研修を充実させていきます。
14 再掲	女性自立支援施設における支援	女性自立支援施設の入所者は、心身の健康の回復のため、長期間の支援が必要な方もいるため、施設では、生活支援の専門職・支援員等多職種と精神科医師、看護師、心理職員等の専門職が連携し被害からの回復支援を実施します。(再掲)
23		女性自立支援施設では、日常生活支援として、被害からの回復支援のほか、日常生活の基盤をつくる力（生活費の使い方、生活を整えるスキル、時間の使い方、社会的手続きを行う力等）を獲得するための支援、法的課題解決への支援、就労支援、家族関係・人間関係の調整支援、退所後を見据えた支援、退所後の支援等、多岐にわたる支援を行います。また、女性自立支援施設から、大学や専門学校に通う方もいるため、オンライン学習に対応するため、Wi-Fiを配備するなど学習環境を整備します。
24		女性自立支援施設の入所者への支援は施設職員が行っていますが、外部講師も活用し、自立のために必要な講座を開催できるよう支援していきます。
25		東京ウィメンズプラザにおける自立支援講座において、配偶者等暴力被害の影響からの回復を支援するとともに、マザーズハローワーク等との連携などにより、就労支援の取組を進めます。
26		東京ウィメンズプラザにおいて、配偶者等暴力被害者等の就労に役立つパソコン技術の習得を支援するため、パソコン講座を実施します。
27	就労支援	東京しごとセンターにおいて、一人一人の適性と状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナー、職業紹介など、希望者に対して就職活動を支援します。
28		経済的困難を抱える女性等にアウトリーチでアプローチし、就職相談会やセミナー等を通じて東京しごとセンターの就労支援につなげることで、女性の就職・正規雇用化を後押ししていきます。
29		職業能力開発センター等において、求職者等を対象として就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施します。

30	住宅支援	住宅の確保に配慮が必要な方の居住の安定を図るため、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するとともに、登録住宅の入居者への家賃債務保証や住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進めます。
31		低額所得者の中でも特に困窮度が高い方について、都営住宅への優先入居を図ります。また、女性自立支援施設や母子生活支援施設を退所する方向けに、都営住宅の一定戸数を割り当てます。配偶者等からの暴力を受けた被害者の方で一定の要件を満たす単身者の方等に対して都営住宅への入居の募集を行います。
32	障害のある方への支援	東京都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、こころの健康や悩み、精神科医療、社会復帰、生活上の問題など、電話による相談と来所による面接相談を実施します。
33		東京都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に関する相談、思春期・青年期の精神保健に関する相談について、個別面接のほかに集団プログラム（家族教室、本人グループ）を実施します。
34		東京都立（総合）精神保健福祉センターでは、精神科医療の治療を受けなかったり治療を中断したこと等により、地域社会での生活に困難をきたしているケースなどに、医師、看護師、保健師、福祉、心理等の多職種チームが、区市町村・保健所等からの依頼に基づき連携して訪問型の支援を行います。
35		都は、精神科病院に入院している精神障害のある方が、円滑に地域移行を図ることができる体制づくりに関するとともに、精神障害者グループホームに併設した専用居室等を使用して、地域生活のイメージ作りや退院後の病状悪化の防止のため、ショートステイを実施します。
36		東京都発達障害者支援センターでは、ライフステージに合わせた発達障害者の方に対する適切な相談支援や生活支援を行うため、「おとな部門」（おとなＴＯＳＣＡ）を設置しており、相談事業や、発達障害のある人に関わる方たちのスキルアップにつながる研修事業等を実施します。
37		都は、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、健康管理や就職後の悩みを解消するための相談などの就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援センターを設置する区市町村を支援します。
38	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の希望や適性に応じて、就業相談、スキルアップ訓練、職業紹介、マッチング支援、アフターフォローに至るまで一貫して実施することで、ひとり親家庭等の自立を支援します。
39		東京都ひとり親家庭支援センターはあとにおいて、ひとり親家庭の一般的な相談から養育費・親子交流などの専門的な支援まで総合的に行います。また支援を必要としているひとり親家庭に分かりやすく情報を発信するため、ひとり親家庭向けポータルサイト「シングルママ・シングルパパくらし応援ナビＴｏｋｙｏ」を運用します。

40	生活に困窮する方への支援	住居を失い、不安定な就労に従事する人や離職した人に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、居住支援、資金貸付及び就労支援を実施することにより、自立した安定的な生活を促進します。
41		区市等において、自立相談支援機関窓口を設置し、生活が困窮している方からの相談に包括的に対応し、自立に向けて個々の状況に応じた支援を行います。
42		様々な事情で暮らしに困っている方に対し、区市等の福祉事務所において生活保護制度を活用し、国が定める最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活ができるよう支援します。
43	地域生活への移行（女性自立支援施設の退所）に向けた支援	女性自立支援施設に入所している方が安心して地域で生活できるよう、利用者の状況に応じて、施設に身近なアパート等で単身での生活を経験できるステップハウスの利用を推進します。
44	様々な施策の周知	都で実施している様々な施策について、困難な問題を抱える女性が個々の状況に応じて利用できるよう、女性相談支援センターや女性相談支援員等を通じて周知していきます。

カ 地域での安心な生活を支えるアフターケア

No.	事項	内容
45	女性自立支援施設退所者への支援	女性自立支援施設を退所した方が、地域社会で継続して安定した生活を営めるよう、自立に必要な相談、援助を行う女性自立支援施設を支援します。
46		女性自立支援施設を退所後、再び困難な状況に陥る場合もあることから、女性相談支援センターや女性相談支援員、女性自立支援施設等ができる限り早期に状況を察知し、適切な支援を行えるよう支援調整会議等を活用し取り組んでいきます。

キ 予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応

No.	事項	内容
47	妊娠・出産に関する相談	妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師等の専門職が電話やメールでの相談に対応し、悩みを抱える妊産婦を孤立させずに適切な支援につなげます。また、「妊娠したかも？」という悩みや疑問にチャットボット形式で対応します。
48	女性自立支援施設における支援	女性自立支援施設では、困難な課題を抱える妊婦を受け入れ、本人の意向を尊重した支援を行います。特に、妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設では、産前産後の健康を考えた食事の提供、出産の準備、入院の同行、心理的なケアから、授乳や沐浴など日常的な育児等だけでなく、産後の女性の今後の生活を見据えた自立支援を行います。

49	特定妊婦や出産後の母子等に対する支援	家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、都は、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う民間団体を支援していきます。
50		見守りが必要な母子や妊産婦等に対し、母子生活支援施設において、育児・家事支援等を行うことにより、その後の生活支援につなげます。
51	支援調整会議を活用した関係機関の連携の強化	妊産婦や生まれた児童の支援に関わる地域の産婦人科や関係部署等の連携が深まり、必要な調整等が円滑に行われるよう、区市町村における支援調整会議の設置を働きかけていきます。

ク 東京で生活する女性の多様なニーズを踏まえた相談支援

No.	事項	内容
52	相談支援の実施	女性相談支援センターや女性相談支援員、女性自立支援施設は、障害の有無、年齢、国籍等対象者の抱える困難な問題の背景等をアセスメントして、多様なニーズを踏まえた最適な支援を行います。他県から都に来られた方からの相談等について、他県等と適切に連携します。

基本目標２ 本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心にした支援の実施

ア 適切なアセスメントの実施

No.	事項	内容
53	女性相談支援員等のアセスメント力の向上	女性相談支援センターは、本人の意思や意向を踏まえた支援を実施できるよう、女性相談支援員等を対象に個別ケースのアセスメントを含めた実践的なソーシャルワークの研修を実施して、アセスメント力を向上させていきます。

イ 本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加

No.	事項	内容
54	個別支援計画の作成	女性相談支援センターや区市等の女性相談支援員、女性自立支援施設は、本人の意思や意向を把握するとともに、本人が抱える課題やその背景等を本人とともに整理し、それらを踏まえた個別支援計画を作成します。また、個別ケース検討会議は、健康上の理由がある場合等の例外を除き、原則本人も参加して開催します。
55		女性自立支援施設には入所期間の定めはなく、個々の状況に応じて自立を目指すことができます。個別支援計画には、本人の意向を踏まえた自立に向けて、短期目標、長期目標とそれに対する期間を盛り込み、本人及び支援者で共有します。
56	民間団体と連携した支援等	民間団体の支援を受けた方については、行政の支援につながった後も、本人が望む場合には、民間団体の職員にケース会議に参加してもらうなど、行政と民間団体が連携した支援を行っていきます。
57		支援者は、本人のプライバシーを尊重し、その個人情報の提供には本人の同意を得るなど適切に扱います。
58		若年女性に対して継続的な支援が必要な場合には、民間団体と協働して、本人の意見を反映させた自立支援計画を策定し、個々の状況に応じて自立に向けた支援を行います。

ウ 女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所等の推進

No.	事項	内容
59	女性自立支援施設への入所に関する取組	本人の意向等に合わせて、女性相談支援センターの一時保護所を経由せずに女性自立支援施設に入所できるよう、柔軟に対応していきます。
60	女性自立支援施設への入所に関する取組	他法で設置された社会福祉施設の入所方法も参考にして、一時保護を行わずに施設に入所することについて、課題を整理し実施に向けて検討していきます。
61		女性相談支援センターは、女性自立支援施設と連携して、女性自立支援施設の入所状況や、各施設の特徴を女性相談支援員や本人に対して、わかりやすく提供します。

エ 社会資源の把握による最適な支援の提供

No.	事項	内容
62	支援調整会議等を活用した社会資源に関する情報共有	都や女性相談支援センターは、支援調整会議等を活用して、母子生活支援施設や自立援助ホーム、更生施設、宿所提供施設、無料低額宿泊所など、困難な問題を抱える女性が利用可能な都内の社会資源の状況を把握し、女性相談支援員に情報提供し、幅広い社会資源の中から本人の意思や意向を踏まえた最適な支援を提供します。

基本目標3 同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化

ア 同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化

No.	事項	内容
63	児童に対する心理的なサポート	一時保護中の児童に対して、心理面接を通じて、暴力被害に対する心理的ケアなど、心理的なサポートを行います。
64	児童相談所等との連携	女性相談支援センターは、児童相談所や子供家庭支援センターが関わる児童について、児童相談所や子供家庭支援センターとも連携して支援します。
65	同伴児童の保育	女性相談支援センターや一時保護委託先では、女性や同伴児童の状況に応じて、同伴児童の保育を実施します。

イ 個々の状況に応じた多様な学習支援や楽しめる機会等の確保

No.	事項	内容
66	学習等の支援	一時保護中の児童の学習について、学習指導員による指導を行うとともに、小学生から高校生までが個々の学力に応じた学習ができるよう、アプリを活用したオンライン学習を行います。また、受験を控えた中学生や高校生に対しては、家庭教師を利用し、個々の状況に合わせた学習支援を行っていきます。
67		一時保護中の児童が安全、安心かつ楽しく過ごせるよう、身体を動かす機会や行事の実施も含め、支援していきます。

ウ 母子同一の場所での一時保護

No.	事項	内容
6 再掲	一時保護委託先の確保	女性相談支援センターが一時保護を行う場合に、中学生以上の男子についても、保護者である女性と一緒に場所で保護できる委託先の確保に取り組んでいきます。

エ 児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関等との連携による支援

No.	事項	内容
68	支援調整会議等を活用した児童の支援	女性相談支援センター及び区市や西多摩福祉事務所等の女性相談支援員は、一時保護中の児童の状況を、支援調整会議等を活用して、児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関やスクールソーシャルワーカー等と共有するなど、一時保護中だけでなく、退所後も児童が安全かつ安心して生活できるよう支援します。
69	スクールソーシャルワーカーによる支援	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置する区市町村を支援します。

基本目標 4 困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進

ア 関係団体等と協働した若年女性等支援の推進

No.	事項	内容
70	アウトリーチ支援等	都は、民間団体と協働して、SNSを活用した相談や繁華街での巡回・声掛け等のアウトリーチ支援、安全・安心な一時的な居場所の提供等を行います。
71	女性自立支援施設と民間団体との協働による支援	若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化しつつ、女性自立支援施設と民間団体が協働して困難な課題を抱える女性へ支援を行うため、女性自立支援施設に心理療法担当職員等の専任の職員を配置します。

イ 関係機関・民間団体等と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルへの対応

No.	事項	内容
72	普及啓発	悪質なホストクラブでの被害やトラブルから若年女性を守るため、関係者等が緊密に連携し、普及啓発に取り組んでいきます。
73	相談体制の強化	女性相談支援センターや消費生活総合センター、東京都若者総合相談センター等に加え、歌舞伎町に相談窓口を設置し、ホストクラブでの被害やトラブルに係る相談に対応します。
74		女性相談支援センターにおいては、新たに債務整理や生活再建に係る専門性の高い弁護士を協力弁護士として登録し、ホストクラブ等でトラブルを抱えた女性やその支援者の相談体制を確保します。
75		民間団体と協働し、繁華街での巡回・声掛けやSNSを活用した相談等により、悪質なホストクラブでの被害にあっている女性も含め、困難な課題を抱えた若年女性を把握し、必要な支援につなげます

ウ 関係機関・民間団体等と連携した「トー横」問題への対応

No.	事項	内容
76	関係機関と連携した犯罪被害等の防止	関係機関と連携しつつ、青少年を対象とした相談窓口の設置や情報連絡会の開催、SNSを活用したターゲティング広告の実施等、「トー横」における青少年の犯罪被害等の防止に向けた事業を行っていきます。
77	児童相談所等による支援	児童への支援の充実を図るため、児童相談所の専門職の増員を図るとともに、一時保護所の増設や国が示す設備・運営基準への対応など、一時保護所の環境改善を行います。また、「トー横」に集まる児童の支援について、子供家庭支援センターの研修会等において、支援にあたっての課題などを共有し、地域できめ細かく対応できるよう取り組んでいきます。
78	アウトリーチ支援	民間団体と協働して、トー横で巡回・声掛け等のアウトリーチ支援を行い、若年女性を状況に応じて必要な支援につなげます。

エ 予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援

No.	事項	内容
79	緊急避妊に対する支援	予期せぬ妊娠等への不安のため、緊急避妊が必要な10代の若者を対象に、「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぽ）」において医療機関へ同行するなど、緊急避妊の支援を行います。
47 再掲	妊娠・出産に関する相談	妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師等の専門職が電話やメールでの相談に対応し、悩みを抱える妊産婦を孤立させずに適切な支援につなげます。また、「妊娠したかも？」という悩みや疑問にチャットボット形式で対応します。（再掲）
80	関係機関が連携した妊産婦支援	18歳未満で支援が必要な妊産婦については、児童相談所や区市町村の保健センター、子供家庭支援センター等が連携して、妊娠期から産後に至るまで母子への支援を継続して行います。また、女性相談支援センターでは、児童相談所からの依頼に基づき18歳未満の妊産婦の一時保護を行います。
48 再掲	女性自立支援施設における支援	女性自立支援施設では、困難な課題を抱える妊婦を受け入れ、本人の意向を尊重した支援を行います。特に、妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設では、産前産後の健康を考えた食事の提供、出産の準備、入院の同行、心理的なケアから、授乳や沐浴など日常的な育児等だけでなく、産後の女性の今後の生活を見据えた自立支援を行います。（再掲）
49 再掲	特定妊婦や出産後の母子等に対する支援	家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、都は、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う民間団体を支援していきます。（再掲）
50 再掲		見守りが必要な母子や妊産婦等に対し、母子生活支援施設において、育児・家事支援等を行うことにより、その後の生活支援につなげます。（再掲）

オ 若年女性が受け入れやすい支援

No.	事項	内容
5 再掲	女性相談支援センターの一時保護所の居住環境の改善等	女性相談支援センターの一時保護所について、個室化を含め、居住環境の改善に取り組んでいきます。また、一時保護中の通信機器の使用可否を判断するアセスメントシートを活用し、配偶者等からの追及・追跡のおそれがない方等については、自分の通信機器の使用を認めるとともに、自分の通信機器を使用することが困難な方については、代替手段としてタブレット等を貸し出します。（再掲）
81	多様な一時保護先の確保	通勤や通学を希望する方、妊婦等、それぞれの女性の状況に応じた多様な一時保護先の確保に取り組んでいきます。
82	女性自立支援施設への入所に関する取組	女性自立支援施設の秘匿性を考慮しつつ、施設の利用を検討している若年女性が可能な限り速やかに施設を見学できるよう取り組んでいきます。

83	若者に対する相談支援	東京都若者総合相談センターにおいて、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け付け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押ししていきます。
84	若年女性が必要とする社会資源の把握	個別ケースの検討を行う支援調整会議を積み重ねることによって、若年女性の必要とする社会資源を把握し、代表者会議で社会資源をどのように確保していくか検討していきます。

基本目標 5 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進

ア 女性相談支援センターの体制強化・機能強化

No.	事項	内容
85		女性相談支援センターの電話相談システムを導入し、マイニングによる記録や統計処理の効率化等により業務にかかる時間を削減します。
86	女性相談支援センターのDX	女性相談支援センターにおける相談保護管理システムを再構築し、保護した女性等のデータを効率的に処理するとともに、電話相談の記録と互換性を持たせるなど、対象者に円滑な支援を提供するための体制整備を行っていきます。
87	民間団体等との連携強化	民間団体等と協働して、支援が必要な女性を確実に自立につなげるため、女性相談支援センターに民間団体との調整を行う職員を配置するなど体制を強化します。調整を行う職員を中心に、民間団体の活動拠点となる地元自治体を含め、関係機関との連携強化を図りながら、若年被害女性等への支援を充実します。
88	女性相談支援センター職員の育成	女性相談支援センターの女性相談支援員が、女性福祉を専門とする学識経験者などからスーパーバイズを受ける機会を定期的に確保するとともに、一定の経験を有し、特定の研修を受講した女性相談支援員を他の職員への助言も行う主任女性相談支援員として任用するなど、女性相談支援員の支援力向上を図っていきます。
89	区市の女性相談支援員に対する助言	女性相談支援センターの職員が区市の女性相談支援員に対して、支援が難しいケースについて助言を行っていきます。
90	女性相談支援センター多摩支所の体制強化	市町村部への支援を担う女性相談支援センター多摩支所の体制強化を図り、市の女性相談支援員へのスーパーバイズや研修を実施していきます。
91	区市等の女性相談支援員との連携強化	区市等の女性相談支援員から、女性相談支援員が支援中の方についての心理的な援助や一時保護した方の通院等への同行支援について、女性相談支援センターに依頼があった場合に状況により対応できるよう体制を整備していきます。

イ 女性相談支援センターと児童相談所との連携強化

No.	事項	内容
92	同伴児童に関するケースの共有等	女性相談支援センターにDV対応・児童虐待防止連携コーディネーターを配置し、同伴児童の状況を児童相談所等と共有し、連携を図ります。また、女性相談支援センターと児童相談所等は、配偶者暴力被害と児童虐待が相互に重複して発生していることを踏まえ、個々のケースについて、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対応します。

93	若年女性の支援	18歳未満で支援が必要な若年女性については、児童相談所からの依頼に基づき、女性相談支援センターが一時保護を行います。
----	---------	--

ウ 女性相談支援員の支援力・相談機能の強化

No.	事項	内容
94	女性相談支援員の課題の把握・共有	都は区市町村とともに、支援調整会議で、区市等の女性相談支援員の実態や課題を把握・共有し、必要な対応を検討していきます。
89 再掲	区市の女性相談支援員に対する助言	女性相談支援センターの職員が区市の女性相談支援員に対して、支援が難しいケースについて助言を行っていきます。（再掲）
90 再掲	女性相談支援センター多摩支所の体制強化	市町村部で唯一の配偶者暴力相談支援センターも兼ねる、女性相談支援センター多摩支所の体制強化を図り、市の女性相談支援員へのスーパーバイズや研修を実施していきます。（再掲）
91 再掲	区市等の女性相談支援員との連携強化	区市等の女性相談支援員から、女性相談支援員が支援中の方についての心理的な援助や一時保護した方の通院等への同行支援について、女性相談支援センターに依頼があった場合に状況により対応できるよう体制を整備していきます。（再掲）
95	多言語による相談支援	東京都多言語相談ナビでは、多言語での生活相談、法律相談、在留相談を実施しています。また、区市町村の窓口で外国語を話す方と言語が通じない場合に、区市町村を支援するため遠隔で通訳のサポートを実施します。

エ 女性自立支援施設の体制強化

No.	事項	内容
96	女性自立支援施設のキャリアアップ制度の構築	女性自立支援施設の職員の確保、育成、定着を図るため、経験年数や研修の受講状況等に応じて、処遇改善を行い、キャリアアップ制度を構築できるよう支援していきます。
97	女性自立支援施設的环境整備等	女性自立支援施設における支援について、居所等の厳重な秘匿を要する方と、秘匿とする必要性が薄い方等、それぞれの利用者のニーズに合わせた生活環境整備や、原則個室化、全国から入所可能な都外の女性自立支援施設の活用について、施設入所以外の地域のサービスやサポートの利用も含めて検討していきます。
45 再掲	女性自立支援施設退所者への支援	女性自立支援施設を退所した方が、地域社会で継続して安定した生活を営めるよう、自立に必要な相談、援助を行う女性自立支援施設を支援します。（再掲）
48 再掲	女性自立支援施設における支援	女性自立支援施設では、困難な課題を抱える妊婦を受け入れ、本人の意向を尊重した支援を行います。特に、妊娠婦を主な支援対象としている女性自立支援施設では、産前産後の健康を考えた食事の提供、出産の準備、入院の同行、心理的なケアから、授乳や沐浴など日常的な育児等だけでなく、産後の女性の今後の生活を見据えた自立支援を行います。（再掲）

オ 女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実

No.	事項	内容
98	女性相談支援員等に対する研修の充実	女性相談支援センター職員、女性相談支援員、女性自立支援施設職員等に対して、階層別の研修や相談援助技術の向上のための実践的な研修を実施することで、女性支援に関わる職員の資質の向上を図っていきます。また、民間団体の職員も必要な研修に参加できるよう対応していきます。
99		配偶者等暴力被害者支援にあたる職員が配偶者等暴力被害への知識や理解を深め、被害の早期発見や適切な支援ができるように研修を実施します。
100		区市町村の配偶者等暴力被害者からの相談体制を強化することを目的に、区市町村の女性相談支援員のレベルアップを図る講座や性暴力に関する研修を実施します。

カ 民間団体等との協働の推進

No.	事項	内容
101	支援調整会議の設置	地域の支援関係者の連携等を深めるとともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行うため、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層からなる支援調整会議を設置します。
102		行政と民間団体等との協働を推進するため、支援調整会議で、協働して支援した事例などを共有していきます。
98 再掲	女性相談支援員等に対する研修の充実	女性相談支援センター職員、女性相談支援員、女性自立支援施設職員等に対して、階層別の研修や相談援助技術の向上のための実践的な研修を実施することで、女性支援に関わる職員の資質の向上を図っていきます。また、民間団体の職員も必要な研修に参加できるよう対応していきます。 (再掲)
10 再掲	配偶者暴力被害者等の支援	都は配偶者暴力被害者等を支援する民間シェルター等が行う先進的な取組を助成するなど、民間団体と連携して被害者等の支援の充実を図ります。 (再掲)
70 再掲	アウトリーチ支援等	都は、民間団体と協働して、SNSを活用した相談や繁華街での見回り等のアウトリーチ支援、一時的な居場所の提供等を行います。(再掲)
49 再掲	特定妊婦や出産後の母子等に対する支援	家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、都は、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う民間団体を支援していきます。(再掲)
11 再掲	来日外国人女性の緊急保護事業の実施	緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、都は、外国人女性の緊急保護を実施する民間団体等を支援します。(再掲)

キ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進

No.	事項	内容
101 再掲	支援調整会議の設置	地域の支援関係者の連携等を深めるとともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行うため、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層からなる支援調整会議を設置します。（再掲）
103	区市町村における支援調整会議の設置や計画策定の促進	都内全域で困難な課題を抱える女性への相談支援体制の強化・充実を図るため、区市町村における支援調整会議の設置や地域の実情を踏まえた女性相談支援員の適切な配置、基本計画の策定がすべての区市町村で進むよう働きかけていきます。
104		各自治体で支援調整会議の設置が進むよう、好事例を展開します。

ク 配偶者等暴力対策の実施

No.	事項	内容
105	配偶者暴力対策ネットワーク会議の開催	配偶者暴力対策ネットワーク会議を開催し、都及び区市町村の関係各機関、医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等の連携を促進し、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図ります。
106	配偶者等暴力防止等に関する活動等の支援	民間団体における配偶者等暴力防止等に関する自主的な活動等を支援し、配偶者等暴力防止及び被害者支援を図ります。
107	配偶者暴力相談支援センター連携会議の開催	東京ウィメンズプラザにおいて、配偶者暴力相談支援センター連携会議を開催し、女性相談支援センターや東京ウィメンズプラザ、自治体が独自に設置している配偶者暴力相談支援センターの連携を強化します。

ケ 施策の周知・啓発・広報の実施

No.	事項	内容
108	人権相談の実施	都の人権相談窓口において、都民から人権に関する相談があった場合に、関係機関とも連携しながら適切な対応・支援の充実を図ります。
109	東京都職員に対する研修	都政に携わるすべての職員に対して人権意識の高揚を図るための研修を実施し、その中で女性、子供などの人権問題や男女共同参画に対する正しい理解と認識を深めます。
110	人権問題の学習に関する普及啓発	人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発学習資料に配偶者等暴力や性暴力等の人権問題について掲載するとともに、内容の充実を図ります。
111	生命（いのち）の安全教育の推進	性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、各学校において生命（いのち）の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける「生命（いのち）の安全教育」を推進します。

112	女性に対する犯罪の防止	関係機関等と連携し、配偶者等暴力・ストーカー、痴漢、盗撮等の被害防止に向けて、注意すべき事項や被害防止のポイント及び被害を受けた際の相談・連絡先を記載したリーフレットを作成・配布するほか、女性が集まる場（大学、専門学校等）での具体的な被害防止講習を開催するなど、広く注意喚起します。
113	痴漢撲滅プロジェクト	痴漢被害のない社会の実現を目指し、庁内プロジェクトチームを軸に官民連携で事業を実施します。
114	若年層向けデートDVの啓発	若年層に交際相手からの暴力に関する相談窓口があることを知ってもらうため、デートDV啓発カードを作成し、都内の全高校1年生及び関係機関等に配布し広く周知を図ります。
115	性や健康に関する講演イベントの開催	「わかさば」の対面相談会場において、性や健康に関する講演イベントを開催し、中高生等へ知識の啓発を図ります。
116	配偶者等暴力の防止に関する啓発	都民及び関係機関の理解を深めるため、配偶者等暴力の防止に係るパンフレットや相談窓口を案内するPRカード等の啓発資料を作成し、様々な機会を活用して配布します。
117	女性に対する暴力をなくす運動」等の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて都の広報紙やホームページ、SNS等を活用し広く都民への啓発を行います。
118	配偶者等暴力の防止に関する啓発	都民を対象に、配偶者等暴力被害に対する正しい知識と理解を促進するための講演会を開催します。
119	女性に対する犯罪の防止	女性の被害防止に向け、注意事項等をまとめたリーフレットを作成し、大学や専門学校生等に配布します。また、女性を狙った犯罪被害を防止するための具体的対処要領について専門講師を派遣する講習会を実施します。
120	女性に対する犯罪の防止	現場に居合わせた第三者が、犯罪を見てもぬふりをせず、さりげない行動により被害を未然に防止し、社会全体で女性に対する犯罪を許さないという社会気運の醸成を図る啓発を実施します。